

身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱

平成17年3月31日広陵町告示第53号

(趣旨)

第1条 重度身体障害者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資するため、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得した場合、その自動車の改造に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「重度身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級に該当する肢体不自由者をいう。

(補助の対象となる者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 広陵町に居住する重度身体障害者であって、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要がある者と町長が認めた者であること。
- (2) 自動車改造助成を行う月の属する年の前年の所得額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない重度身体障害者であること。

(3) 自動車改造費補助金を以前受けている者にあつては、前回の交付から5年経過していること（ただし、事故等やむを得ない事情の場合を除く。）。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助の対象となる経費は、操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費とし、補助金の額は、100,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に免許証の写し及び改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）及び身体障害者用自動車改造補助金所得状況（様式第2号）を添え、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の書類の提出があつたときは、速やかに調査書（様式第3号）を作成しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付の指令書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、自動車の改造が完了した時点で、自動車改造費に係る領収書を添付のうえ、補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請どおり改造が行われているかどうかを確認した後、自動車改造確認書（様式第6号）に必要な事項を記入するものと

する。

(調査等)

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者に対して、必要に応じて、事業の状況を調査し、又は報告させることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。